介護予防デイサービス デイサービス銭形 運営規程

第1条 (事業の目的)

この規程は、株式会社銭形企画(以下、「事業者」という。)が開設するデイサービス銭形(以下、「事業所」という。)が行う、京都市介護予防・日常生活支援総合事業におけるA6通所型サービス(独自)の事業(以下、「介護予防デイサービス」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態にある高齢者等(以下、「要支援者」という。)に対し、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すのもとする。

第2条 (事業の運営の方針)

介護予防デイサービスの実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 介護予防デイサービスの実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者(地域包括支援センター)、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称等)

介護予防デイサービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービス銭形
- (2) 所在地 京都市下京区黒門通五条下る本町 594 番地 33
- (3) 事業単位 1日1単位
- (4) 利用定員 1日20人

第4条 (職員の職種、員数及び職務の内容)

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 従業者

生活相談員 1名以上(常勤)

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

看護職員 1名以上(非常勤)

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

介護職員 2名以上(サービ提供時間を通じて2名以上)

介護職員は、利用者の心身上の介助及び援助を行う。

機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

第5条(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から土曜日までとする。(12月31日~1月2日を除く)

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、12月30日は午後1 時00分までとする。

第6条(介護予防デイサービスの内容及び利用料等)

介護予防デイサービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の

利用料の額は、京都市長が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

- (1) 食事の提供
- (2) 健康チェック
- (3) 入浴(一般浴・介護浴・リフト浴)
- (4) 排泄介助
- (5) 機能訓練
- (6) 送迎サービス
- (7) レクリエーション・四季折々の外出
- (8) 生活指導·相談援助
- 2 食費は、一食当たり715円を徴収する。
- 3 おやつ代は、1回当たり100円を徴収する。
- 4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、 支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 6 前項の利用者等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収証を交付する。
- 7 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

第7条 (緊急時等における対応方法)

事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

第8条(苦情処理)

事業所は、提供した介護予防デイサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族等に説明するものとする。

第9条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、下京区、南区、中京区、東山区、上京区、伏見区(醍醐、日野、石田、小栗 栖、久我、羽束師、淀、納所、向島地域を除く)、北区(中川、小野郷、雲ケ畑地域を除く)、右京区(高雄、愛宕、京北地域を除く)の区域とする。

第10条(非常災害対策)

事業者は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。又、地震発生時、悪天候による警報発令時、または降雪・寒冷による交通事情悪化時は、利用者並びに従業員の安全を確保する観点から、事業所の営業を中止する等の措置を講ずることがある。

第11条(個人情報の保護)

事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が 作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切 な取扱に努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的で

は原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の同意を得るものとする。

第12条 (事故発生時の対応)

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに京都市、各行政区、利用者の家族、介護予防支援事業者(地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所はサービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第13条(サービスの利用に当たっての留意事項)

従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
 - (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
 - (3) 体調不良等によって介護予防デイサービスに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

第14条(当事業の利用に当たっての留意事項

サービス利用開始時、認定変更及び更新時は介護保険被保険者証を提示する。

- 2 決められた場所以外での喫煙は行わない。
- 3 他の利用者の迷惑になる行為は行わない。
- 4 不必要な金銭及び貴重品は原則所持しない。所持している場合は自己管理とする。
- 5 事業所内での宗教活動や政治的活動は行わない。

第15条 (虐待防止に関する事項)

事業所は、事業を実施するに当たり、虐待防止に関する責任者を選定するとともに、従業者に対し、虐待防止に関する研修を実施するなど、利用者の人権尊重の普及及び啓発、並びに虐待の未然防止に努めるものとする。

- 2 事業所は、利用者の権利擁護を推進するために、成年後見制度等の利用を支援するものとする。
- 3 事業所は、第8条に基づく苦情対応体制を整備するとともに、利用者に対する虐待を発見した場合には、 市町村へ速やかに通報するなど虐待問題解決への迅速かつ適切な対応に努めるものとする。

第16条 (その他運営についての留意事項)

事業者は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年4回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設法人の代表者と事業所の管理者との協議に 基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、京都市の指定通知日から施行する。 平成29年4月1日から施行する。 令和1年10月1日改定。 令和3年1月1日改定。 令和3年3月1日改定。 令和3年4月10改定 令和3年5月1日改定 令和4年5月1日改定 令和4年10月1日改定 令和6年4月1日改定